<u>Trademark Clearinghouse</u> 権利保護メカニズム要件

Trademark Clearinghouse の目的は、サンライズサービスおよび請求サービスの促進です (それぞれ下記の定義のとおり、および総称して「サービス」)。これらの Trademark Clearinghouse 権利保護メカニズム要件 (これらの「TMCH 要件」) は、ICANN とレジストリオペレータとの間のレジストリ契約仕様書 7 の 1 項に関連した権利保護メカニズムです (当該用語の定義は本書に記載) (「契約」)。これらの TMCH 要件は、同契約の一部で、各レジストリオペレータは本契約の条件にしたがって、これらの TMCH 要件を順守しなければなりません。本書以外では定義されていない、頭文字ではじまる本書記載の用語は、本契約の当該条件で規定の意味を有するものとします。

サービスは、承認済みの法律上の権利を保護することを目的としてコミュニティが開発したものです。サンライズと商標請求サービス(Sunrise and Trademark Claims Services) は、この目標にしたがって実行されたものです。レジストリオペレータは、これらの TMCH 要件に含まれる最小要件ならびに目的が満たされているかぎり、各自のビジネスおよび運用モデルにしたがって自己判断により、TLDスタートアップフェーズを実施します。

表現「することができる(ものとします)、しなければなりません、してはいけません、する必要があります」および「する必要はありません」は、RFC 2119 (http://www.ietf.org/rfc/rfc2119.txt に記載)にしたがって、使用します。

1. テスト

1.1 レジストリオペレータは、「TMDB 登録およびプラットフォームアクセスプロセス文書」(http://newgtlds.icann.org/en/about/trademark-clearinghouse/scsvcsで入手可能)、あるいは TLD 用に必要なテスト(「統合テスト」)を含め、ICANN(「プロセス文書」)が発行した後継となる文書に順守しなければなりません。サービス用のレジストリオペレータおよびレジストラに対応する ICANN 任命の団体(「TMCH サンライズと請求オペレータ」)は、(i) 各レジストリ契約の実施日および優先番号(当該の優先が ICANN の優先抽選により以前裁定されたため)に基づき、また(ii) それ以外では ICANN 指定の手順を順守して、レジストリオペレータを優先する当該の統合テストの日付を割り当てるものとします。TMCH サンライズと請求オペレータは、レジストリオペレータ(あるいは該当する場合は、指定のレジストリサービスプロバイダ)がTMCH サンライズと請求オペレータの統合テストを以前終了している場合、TLD 用の TMCH 要件で規定の統合テスト要件を放棄することができるものと

します。統合テストデータベース(「**テストデータベース」**) へは、プロセス 文書で規定のとおりアクセスできるものとします。

- 1.2 統合テストの完了後、レジストリオペレータは、テストデータベースを利用 し、当該の統合テスト以外の他のテスト機能を実行することができるものと します。
- 1.3 レジストラは、サービスにアクセスする前に、統合テストを完了しなければなりません。TMCH サンライズと請求オペレータは、(i) 統合テストを完了、または実施中の新しい gTLDs 向けにレジストリオペレータとレジストリ・レジストラ契約を実施したレジストラを、実際に可能なかぎり、優先し、また (ii) それ以外では ICANN 指定手順に準拠して、当該の統合テスト用に日付を割り当てるものとします。
- 1.4 レジストリオペレータは、統合テストを完了していない、いずれのレジストラから(下記セクション 3 の定義のとおり)請求登録を承認してはいけません。ICANN および TMCH サンライズと請求オペレータは、統合テストを完了したレジストラのリストを保管し、かつ当該のリストを ICANN のウェブサイトまたは TMCH サンライズと請求オペレータのウェブサイトのいずれかから確認できるようにするものとします。当該のリストは、日次ベースで ICANN が更新し、レジストリオペレータはリストの正確さに依拠することができるものとします。
- 2. サンライズ期間 Trademark Clearinghouse は、(セクション 2.2.1 に定義のとおり)、新 gTLD レジストリ (「サンライズサービス」)のサンライズ期間を促進するため、各種サービスを提供するものとします。サンライズサービスの 1 つに、Trademark Clearinghouse (当該の標章を「商標原簿」)が承認し、Trademark Clearinghouse が承認したサンライズサービスの適格要件を満たしている (「サンライズ・適格権利保有者」)標章保有者 (「商標保有者」)に、TLD でドメイン名の一般登録(セクション 3.2.1 の定義により)を開始する前に、新 gTLD レジストリにドメイン名を登録する機会を許可することです。これらの TMCH 要件を目的として、TLD の「一般要件」は、TLD 内でドメイン名の登録資格を得たレジストラントすべてがドメイン名を通常利用できるサンライズ期間後の初日に、発生するものと判断されます。

2.1 登録期間通知

2.1.1 レジストリオペレータのサンライズポリシーが、レジストリオペレータ自身に割り振り、割り当て、指定、またオリジナル名の付与

(以下、「分配する」、「分配済み」および「分配」とする)、また はサンライズ期間終了までにサンライズ登録の手続きを許可してい る(例: レジストリオペレータがサンライズ登録(セクション 2.2.1 に定義)を「先着順」で受け付け、またはその他時間ベースで の割り振りや登録プロセスを提供)場合(サンライズ開始日)、レ ジストリオペレータは以下の情報(集合的に「TLD 開始情報」とい う) を、TLD サンライズ期間開始日の三十 (30) 暦日前までに ICANN および TMCH サンライズ、クレームオペレータに提供しなけ ればなりません。レジストリオペレータのサンライズ登録ポリシー により、レジストリオペレータがサンライズ期間終了前にサンライ ズ登録を分配する、または登録することが許可されない(すなわち、 レジストリオペレータは「先着順」またはその他期限による分配ま たは登録プロセスにより、サンライズ登録を提供してはいけない) 場合、レジストリオペレータはその TLD 開始情報を ICANN および TMCH サンライズ請求オペレータに、レジストリオペレータが指定 した命名サーバーの TLD ルートゾーン (「終**了日サンライズ**」) への 初回代行日後は随時、提供することができるものとします。

- 2.1.1.1 レジストリオペレータが統合テストを完了したことの確認。
- 2.1.1.2 サンライズ期間の開始日と終了日、および TMCH サンライズと請求オペレータが TLD 開始情報を提供する前の当該の開始日および終了日を承認した確認。
- 2.1.1.3 セクション 2.3.1 と 2.3.6 に記載の適用ポリシーすべてを 含む、TLD 用の完全サンライズ登録ポリシー。
- 2.1.1.4 限定登録期間の開始日と終了日 (該当する場合) (セクション 3.2.4 で定義のとおり)。
- 2.1.1.5 請求期間の開始日と終了日 (セクション 3.2.1 で定義のとおり)。
- 2.1.1.6 TLD のサンライズ期間が開始日サンライズまたは終了日 サンライズかどうか。
- 2.1.2 レジストリオペレータは http://myicann.secure.force.com/ で利用できるカスタマーサービスポータル、または ICANN が指定したその他メカニズムにより、その TLD 開始情報を ICANN に提出しなければなりません。ICANN または TMCH サンライズと請求オペレータのいずれも、これらの TMCH 要件への順守を確認すること以外で、TLD 開

始情報の実体審査を実施しないものとします。レジストリオペレータの TLD 開始情報がセクション 2.1.1 の要件を順守していない (カスタマーサービスポータルで表示の誤記または同類のメッセージで証明) 場合、レジストリオペレータはセクション 2.1.1 にしたがって、またそれ以外では順守して、修正した TLD 開始情報を提出しなければなりません。ICANN はその後速やかに、ICANNウェブサイトに記載の TLD 開始情報を順守するものとします。また、レジストリオペレータは、TLD 開始情報を TLD 用のレジストリオペレータの主要ウェブサイトで公開する必要があるものとします。

- 2.1.3 セクション 2.2.3 で記載の場合の除き、レジストリオペレータがい ずれかの TLD 開始情報にいずれかの変更を行った場合、レジストリ オペレータは ICANN および TMCH サンライズと請求オペレータに、 更新された TLD 開始情報を提供しなければなりません。当該の更新 された TLD 開始情報によりセクション 2.1.1.2 に記載の情報が変更さ れた場合、および(i) 当該の変更が開始日サンライズに適用される 場合、レジストリオペレータは ICANN および TMCH サンライズと請 求オペレータに当該の再予約開始日サンライズの開始日の十(10)暦 日前に、当該の変更を書面により通知するものとします。但し、レ ジストリオペレータが先に、セクション 2.1.1 で指定の開始日サン ライズの三十(30)日前通知要件に順守しなければならない場合は除 きます。また (ii) 当該の変更が終了日サンライズに適用される場合、 レジストリオペレータは ICANN および TMCH サンライズと請求オペ レータに当該の再予約終了日サンライズの開始日の十(10)暦日前に、 当該の変更を書面により通知するものとします。但し、セクション 2.1.1.3 またはセクション 2.1.1.6 に記載の TLD 開始情報は、サンライ ズ期間の保留中は変更してはいけません。
- 2.1.4 レジストリオペレータは、レジストリオペレータ指定の命名サーバーへの TLD のルートゾーンへの初回代行日前に、TLD 開始情報をICANN に提出してはいけません。

2.2 サンライズ期間の期間とタイミング

2.2.1 開始日サンライズの場合、レジストリオペレータは、一般登録の最低三十(30)暦日前にサンライズサービスを提供しなければなりません。また、終了日サンライズの場合、レジストリオペレータは、

一般登録の最低六十(60)暦日前にサンライズサービスを提供しなければなりません(該当する場合、「サンライズ期間」)。サンライズ期間中の TLD でのドメイン名の登録は、サンライズ適格権利保有者に限定しなければなりません。Trademark Clearinghouse が生成した Signed Mark Data (「SMD」) ファイルを利用したドメイン名の登録はすべて、これらの TMCH 要件および契約の目的により、「サンライズ登録」と判断されます。

- 2.2.2 レジストリオペレータは、その TLD 開始情報に延長されたサンライズ期間が詳細に記載されているかぎり、セクション 2.2.1 で義務付けられた期間を超過した期間について、サンライズサービスを提供することができるものとします。
- 2.2.3 延長期間を含め、サンライズ期間の開始後、レジストリオペレータは、サンライズ期間を短縮してはいけませんが、更新された TLD 開始情報を ICANN および TMCH サンライズと請求オペレータに、最近提供された TLD 開始情報に記載のサンライズ期間の終了日の四(4)暦日前に提供することで、同サンライズ期間を延長することができます。レジストリオペレータは、ICANN が当該の四(4)暦日以内の通知時、当該のサンライズ期間の延長に同意するよう要求することができるものとします。なお、この同意は不当に保留しないものとします。ICANNは、当該の要求に速やかに応答するように努めるものとします。
- 2.2.4 プログラム開始 (セクション 4.5.2 に定義) または契約の仕様書 5 のセクション 3.2 にしたがったレジストリオペレータによるドメイン名の自己分配または登録による場合の除き、レジストリオペレータは、サンライズ登録の分配または登録の前に、ドメイン名を SMDファイルに関するサンライズ適格権利保有者ではないレジストラントに対して TLD で配分または登録されることを許可してはいけません。

2.3 サンライズ適格要件

2.3.1 レジストリオペレータはサンライズ期間に TLD にドメイン名を登録 する以下のタイプの制約を課し、また、サンライズ登録の分配また は登録に関するポリシーを確立することができるものとします (総称して「サンライズ基準」)。

- 2.3.1.1 レジストリオペレータは、TLD の目的に関連する商標原 簿の基本的権利に関して制約を適用することができるも のとします (例: TLD に関連した商標原簿の商品クラスま たは裁判管轄区に関する制約)。
- 2.3.1.2 レジストリオペレータは標章権の範囲に関連しない要件を 指定することができるものとします (例: TLD にドメイン 名レジストラント向けの関連または現地要件がある場合)。
- 2.3.1.3 レジストリオペレータは、潜在的なサンライズ登録用の SMD ファイルに記載の情報が登録済みドメイン名のレジ ストラント用に適用される Whois 登記簿と一致している ことを求めています。
- 2.3.1.4 レジストリオペレータは、レジストリオペレータのサンライズ期間の駆け引きを防止するため、商標原簿またはその他提供される登記簿の基本となる商標が登記された、裁判により判決された、あるいは制定法または条約により保護された、日付に関連した適切な日付制限を課すことができるものとします。
- 2.3.2 サンライズ基準を満たすのに必要な情報がいずれも、SMD ファイル の一部ではない場合、レジストリオペレータは、サンライズ適格権 利保有者と協力し、同サンライズ適格権利保有者がサンライズ基準 を満たすのに必要な情報を提供できるようにしなければなりません。
- 2.3.3 レジストリオペレータが本契約に記載のとおり、コミュニティベース TLD として運用している場合、レジストリオペレータは、サンライズ期間中、コミュニティベースの適格要件のすべてを提供しなければなりません。但し、レジストリオペレータは、当該のドメイン名が DNS で随時有効になっていない、また当該のレジストラントがかかる制約の通知を受けた場合、サンライズ適格権利保有者によるドメイン名の登録阻止または防御を許可するものとします。
- 2.3.4 レジストリオペレータが本契約のセクション 2.17 にしたがって公益 の取り組みについて提出を行った場合、レジストリオペレータは以下のとおりにしなければなりません。当該の公益の取り組みを TLD のすべての登録に適用する。

- 2.3.5 セクション 2.3.1.1、2.3.1.3 または 2.3.1.4 あるいはセクション 2.4.1 に記載の SMD ファイル要件に記載されている場合を除き、レジストリオペレータは、限定登録期間または一般登録で対応する制限がない場合、サンライズ登録にのみ適用される制限を課してはいけません。
- 2.3.6 レジストリオペレータは、サンライズ登録の登録に関する紛争を 処理するメカニズムを提供しなければなりません。各レジストリオペレータは、サンライズ紛争処理ポリシー(「SDRP」)を作成し なければなりません。これにより、登録されたドメイン名が、 サンライズ適格権利保有者がそのサンライズ登録の基本とする商 標登録と一致しないという理由を含み、レジストリオペレータの 文パオおよび登録ポリシーに関連したサンライズ登録への対応が 許可されます。レジストリオペレータは、影響を受ける当事者に 対して、SDRP 手続の結果を速やかに通知しなければなりません。 適用される範囲において、ICANN は、業務上適正な努力により、 TMCH サンライズと請求オペレータがレジストリオペレータの SDRP の実行において、レジストリオペレータと協力していることを確認しなければなりません。

2.4 **登録メカニズム**

- 2.4.1 サンライズ期間中 、レジストリオペレータは、ドメイン名に適用 されるサンライズ適格権利保有者から有効な SMD ファイルが提供 され、かつ Trademark Clearinghouse 機能仕様書 (http://datatracker.ietf.org/doc/draft-lozano-tmch-func-spec/参照) (適宜更新の 「機能仕様書」) に 記載の評価手順が履行されていないかぎり、ドメイン名を分配ま たは登録してはいけません。
- 2.4.2 レジストリオペレータが TLD に対して、IDN 版登録ポリシーを実施した場合、レジストリオペレータは、サンライズ期間中 SMD ファイルに含まれるラベルから生成された IDN 版ラベルを分配または登録することができるものとします。但し、(i) 当該の IDN 版登録ポリシーは、レジストリオペレータの TLD 用の発行済 IDN テーブルに基づき、および (ii) 当該のポリシーがサンライズ期間、限定登録期間、プログラム開始、および一般登録中、均等に課されるものとします。

- 2.4.3 レジストリオペレータが本契約セクション 2.6 ならびに本契約仕様書 5 にしたがって登録のドメイン名を保有し、かつその後、(i) 当該の保有ドメイン名を請求期間開始日前のいずれかの時期に分配または登録のため手放す場合、かかるドメイン名は、適用されるサンライズ期間、限定登録期間、プログラム開始または請求期間について、他のドメイン名と同等の扱いを受けなければならないか、あるいは(ii) 請求期間の開始日以降のいずれかの日に、当該の保有ドメイン名を分配または登録のため手放す場合、かかるドメイン名は、Trademark Clearinghouse (または ICANN 指定の後継機関のいずれか)が運用されているかぎり、レジストリオペレータ当該のドメイン名を登録のために手放した日から九十(90)日間(セクション 3 の定義にしたがって)請求サービスに準拠しなければなりません。
- 2.4.4 レジストリオペレータは、レジストリオペレータがサンライズ期間に関連した分配および登録のすべてを完了するまで、限定登録期間に関連したドメイン名のいずれかを分配または登録してはいけません。
- 2.5 **サンライズ技術仕様書**レジストリオペレータは、機能仕様書にしたがって、 サンライズサービスを実施しなければなりません。
- 請求期間「請求期間」は、(i) TLD で登録を求めているドメイン名が Trademark 3. Clearinghouse (「請求通知」) に確認された商標保有者の商標期間と一致したこ との潜在的なドメイン名レジストラントへの通知、および (ii) 登録名通知 (「NORNs」)(用語は機能仕様書での定義による)の両方を実施します。請求通知 は、商標保有者の権利範囲を見込みドメイン名レジストラントに明確に通知す ることを目的としています。請求通知の控えは本書に付属書類 A("「**請求通知** フォーム」) として添付し、また請求通知フォームの記入例を付属書類 B として 添付します。請求通知フォームでは、潜在的ドメイン名レジストラに提示しな ければならない TMCH サンライズと請求オペレータの請求通知情報サービスか ら受け取った「**請求通知情報」**(「CNIS」)の構成要素について定義しています。 すべての請求通知には、有効な請求通知情報のすべてが記載されていなければ なりません。潜在的なドメイン名レジストントは、請求通知の受取後、ドメ イン名登録を完了することができるものとします。NORNs は Trademark Clearinghouse が適格な商標保有者に提供します。請求サービスの対象となるド メイン名の登録はすべて、これらの TMCH 要件および本契約の目的について 「請求登録」と判断されます。

3.1 請求期間および限定登録期間通知

- 3.1.1 レジストリオペレータは、(セクション 3.2.1 の定義により) セクション 2.1.1.5 にしたがって TLD 開始情報の一部として、ICANN に請求期間 の開始日と終了日をしなければなりません。レジストリオペレータ は、(該当する場合) セクション 2.1.1.4 にしたがって TLD 開始情報 の一部として、ICANN に限定登録期間の開始日と終了日をしなければなりません。
- 3.1.2 レジストリオペレータが適用される限定登録期間または請求期間の開始前に、セクション 2.1.1.4 または 2.1.1.5 に記載の TLD 開始情報にいずれかの変更を行う場合、レジストリオペレータは ICANN および TMCH サンライズと請求オペレータに、当該の変更が関連する、再予約した限定登録期間または請求期間の開始の少なくとも四 (4) 暦日前に、その旨と提示しなければなりません。

3.2 請求期間および限定登録期間の期間とタイミング

- 3.2.1 レジストリオペレータは、一般登録の少なくとも九十(90)暦日間 (「請求期間」) に請求サービスを提供しなければなりません。サンライズ期間および請求期間は 2 つのフェーズに区切られていなければなりません。サンライズ期間および請求期間は重複してはいけません。
- 3.2.2 レジストリオペレータは、請求期間が TLD 開始情報に詳細に記載されているかぎり、九十(90) 暦日を超えた期間について、請求サービスを提供することができるものとします。
- 3.2.3 延長を含め、請求期間の開始後、レジストリオペレータは、同請求期間を短縮してはいけませんが、更新された TLD 開始情報を ICANN および TMCH サンライズと請求オペレータに、もっとも最近提供された TLD 開始情報に記載の請求期間の終了日の少なくとも四 (4) 暦日前に提供することで、同請求期間を延長することができるものとします。レジストリオペレータは、請求期間の延長について、四 (4) 暦日以内の通知をもって ICANN に同意を求めることができ、かかる同意は、不当に保留しないものとします。ICANN は、当該の要求に速やかに応答するように努めるものとします。

- 3.2.4 レジストリオペレータは、サンライズ期間後、但し一般登録前 (「限定登録期間」) に、ドメイン名登録を承認できる追加期間を 設けることができるものとします。サンライズ期間および限定登 録期間は重複することができるものとします。但し、レジストリオペレータは、すべてのサンライズ登録が分配または登録される まで、限定登録期間にいずれかのドメイン名を分配または登録してはいけません。
- 3.2.5 レジストリオペレータが限定登録期間を提供する場合、レジストリオペレータは、標準請求期間に加え、限定登録期間全体で請求サービスを提供しなければなりません。誤解を避けるために記載すると、一般登録の最初九十(90)暦日間は、一般登録の開始前、他の登録期間には関係なく、請求サービスを採用しなければなりません。
- 3.2.6 延長を含め、限定登録期間の開始後、レジストリオペレータは、 更新された TLD 開始情報を ICANN および TMCH サンライズと請求 オペレータに、もっとも最近提供された TLD 開始情報に記載の限 定登録期間の終了日の少なくとも四 (4) 暦日前に提供することで、 同限定登録期間を短縮または延長することができるものとします。 レジストリオペレータは、限定登録期間の延長について、四 (4) 暦日以内の通知をもって ICANN に同意を求めることができ、かか る同意は、不当に保留しないものとします。ICANN は、当該の要 求に速やかに応答するように努めるものとします。

3.3 請求通知

- 3.3.1 サービス条件を承認したレジストラは、請求サービスに関連して 以下の義務を順守しなければなりません。
 - 3.3.1.1 レジストラは、潜在的なドメイン名レジストラントに提供されたドメイン名についてのみ CNIS を照会しなければなりません。また、他の目的で CNIS を照会してはいけません。

- レジストラは、CNIS から請求通知情報を取得した後、請 3.3.1.2 求通知情報を記載した請求通知を潜在的なドメイン名レ ジストラントに対して明確で分かりやすく提示し、かつ 潜在的なドメイン名レジストラントが登録の継続を希望 するかどうかについて確認しなければなりません。請求 通知は、見込みドメイン名レジストラントに対して費用 なしで、潜在的な登録時にリアルタイムでレジストラが 提供しなければなりません。また、請求通知フォームで 指定されたフォームでなければなりません。請求通知は、 潜在的なドメイン名レジストラントによる登録継続の確 実な確認を求めなければなりません(すなわち、承認 ボックスに事前チェックを入れておいてはいけません)。 請求通知は、レジストラが潜在的なドメイン名レジスト ラントに英語で提供しなければなりません。また、レジ ストラが潜在的なドメイン名レジストラントに登録契約 で使用した言語で提供する必要があります。
- 3.3.1.3 レジストラは、セクション 3.3.1.2 に記載の義務を満たすことなく、レジストリオペレータに請求通知 ID (機能仕様書で定義のとおり)を提供してはいけません。
- 3.3.2 レジストリオペレータは、TMCH サンライズと請求オペレータが設 定したテスト環境から以外、CNIS を照会してはいけません。

3.4 請求サービス技術仕様書

- 3.4.1 レジストリオペレータは、機能仕様書にしたがって請求サービス を実施しなければなりません。
- 3.4.2 サービス条件を承認したレジストラは、請求サービスの実施において同機能仕様書を順守しなければなりません。

4. 一般要件

4.1 一致

4.1.1 サンライズサービスおよび請求サービスを目的として、ドメイン名 ラベルの一致は、Trademark Clearinghouse のドメイン名一致規則に

したがって、各商標原簿について作成するものとし、ドメイン名ラベルリスト (機能仕様書に記載) に記載のレジストリオペレータが利用できるものとします。

- 4.1.2 レジストリオペレータは、TLD レベルで追加一致規則を実施することができるものとします。但し、当該の追加一致規則を満たす請求 登録のいずれかについては、請求サービスも実施するものとします。
- 4.1.3 請求期間中、レジストリオペレータが TLD のドメイン名の分配に関する IDN 版ポリシーを設定した場合、レジストリオペレータは、別種セットでのラベルすべてを、そのセット中のドメイン名を登録する前に、ドメイン名ラベルリストに照らしてチェックしなければなりません。

4.2 サポートサービス

- 4.2.1 レジストリオペレータは、サポートに対する個別要求への対応を 開始する前に、FAQ やウェビナー、ユーザーガイドなど、ICANN お よび TMCH サンライズと請求オペレータが提供する各種の非双方型 リソースを利用する必要があります。
- 4.2.2 レジストリオペレータは、レジストリオペレータがサポート向けの TMCH サンライズと請求オペレータと対応できるための個別アカウント資格証明を最大五(5)個取得することができるものとします (「**認証済ユーザー**」)。
- 4.2.3 サービス条件を承認した各レジストリオペレータは、当該のレジストラがサポート向けの TMCH サンライズと請求オペレータと対応できるために最大五(5) 個の認証済ユーザー用アカウント資格証明を取得することができるものとします。
- 4.3 サービス条件レジストリオペレータおよびレジストラは、統合テストを含む、サービス のいずれかの利用前に、同サービスにアクセスするために、ICANN および TMCH サンライズと請求オペレータが提供するサービス条件を読み、承認しなければなりません (「サービス条件」)。サービス条件は https://marksdb.org/tmdb/public/tandc でご確認いただけます。また、適宜 改定される場合があります。但し、これらの TMCH 要件および当該の改定が遡及的に適用されることはないものとします。

4.4 サービスレベル ICANN は業務上適正な努力により、TMCH サンライズと請求オペレータが、ICANN への契約取り決めにしたがって、サービスを提供するように計らうものとします。ここには、当該の取り決めで指定した、およびこれらの要件セクション 4.2 で検討したサポートサービスのレジストリオペレータおよび適用されるレジストラへの提供も含むものとします。また、ICANN は、業務上適正な努力により、これらの要件および TMCH サンライズと請求オペレータのサービス履行に関連したレジストリオペレータの問い合わせまたはコメントに対応できるよう、適切なサポートリソースを維持するものとします。

4.5 プログラム開始

- 4.5.1 レジストリオペレータは、本契約仕様書 5 のセクション 3.2 にしたがって独自に、TLD の寿命により、累積で最大百 (100) 個のドメイン名を分配または登録できるものとします (プラスその IDN 版 (可能な場合))。知的財産権の実現性、実施および保護に関する詳細な審査および分析により、サンライズ期間の前または同期間中、TLD の推進 (「有資格プログラム開始」)を目的として、レジストリオペレータが当該の百(100) 個のドメイン名 (プラスその IDN 別種 (該当する場合))(それぞれ「開始名」)のいくつか、またはすべてを第3者に分配または登録することを許可するプロセスが ICANNに承認された場合、ICANNは、有資格プログラム開始の実装を提供する、これらの TMCH 要件の補則を準備するものとします。また、この補則は、これらの TMCH 要件に ICANN またはレジストリオペレータによる追加措置なしで、自動的に組み込まれます。
- 4.5.2 レジストリオペレータは、サンライズ期間の開始日前に、これらの TMCH 要件がそれ以外では許可していない登録プログラムを実施する承認を得るため、ICANN に適用することができるものとします。 例えば、当該の登録プログラム適用は、レジストリオペレータによる TLD への適用で規定しているプログラムの実施承認を行うことができ、TLD への適用について適切な詳細情報が記載されている場合、ICANN が、当該の要求された登録プログラムが消費者にとって混乱の原因となる場合がある、あるいは知的財産権の侵害を引き起こす可能性があるとの妥当な裁定を下さないかぎり、承認されたことを前提とするものとします。レジストリオペレータがこのセクション4.5.2でプログラムのICANNによる承認を求める、また当該の要求さ

れた登録プログラムが同類の環境で ICANN が以前承認した承認済のプログラム開始と実質類似している場合、当該の要求された登録プログラムが消費者にとって混乱の原因となる場合がある、あるいは知的財産権の侵害を引き起こす可能性があるとの妥当な裁定を下さないかぎり、承認されたことを前提とするものとします。ICANN は、このセクション 4.5.2 でプログラム適用の提出および処理に関するプロセスを作成し、官報公示を規定するこのセクション 4.5.2 にしたがって提出された登録プログラム適用を提出する権利を留保するものとします。ICANN がこの項にしたがって承認した登録プログラムはすべて、4.5.2 本書においては「承認済プログラム開始」と呼称し、有資格プログラム開始とあわせて総称で「プログラム開始」と呼称するものとします。

4.5.2 レジストリオペレータが TLD の適用時、その TLD が地名 (「ジオ TLD」)であることを示し、および知的財産機関の代理人がジオ TLD が第 3 者に分配または登録することができるラベルまたはカテゴリの定義済リストを規定した登録プログラムの作成をサンライズ期間前または同期間中に ICANN に推奨し、かつ ICANN が当該の推奨を承認および実施した場合 (「承認済ジオプログラム開始」)、同承認済ジオプログラム開始に関するセクション 4.5.2 にしたがってジオ TLD が提出した登録プログラム適用は、ICANN が、当該の要求された登録プログラムが消費者にとって混乱の原因となる場合がある、あるいは知的財産権の侵害を引き起こす可能性があるとの妥当な裁定を下さないかぎり、承認されたことを前提とするものとします。

添付書類 A

商標通知

[英語および登録契約の言語で記載]

この商標通知は、Trademark Clearinghouse に提出された少なくとも 1 つの商標原簿に一致するドメイン名を申請したため、送付されたものです。

使用目的によっては、および下記の商標と同じ、あるいは重複部分が多いかどうかには 関係なく、本ドメイン名を登録することができる、または登録しない権利を有していま す。このドメイン名を登録する権利は、お住まいの国の法令により非商用利用または 「公正な利用」として保護される場合、あるいはされない場合があります。[すべて太字 または大文字で記載]

商標を登録する商標、管轄区域、および製品とサービスを含め、下記の商標情報をよくお読みください。すべての管轄区域で商標出願を丁寧に審査するとはかぎらないため、下記の商標情報の一部が、登録前に商標権の徹底または実体審査を実施していない国または地域レジストリの中に存在する場合があることを理解してください。質問がある場合は、商標および知的財産に関する弁護士または法務専門家に相談の上、指示を受けることができます。

この登録を続行する場合、この通知を受領および理解したこと、および知っている範囲において、要求したドメイン名の登録および使用は、下記の商標権を侵害しないことを表明したものとします。下記の標章はTrademark Clearinghouse に記載されています。

1. 標章: <tmNotice:markName>

管轄区域: <tmNotice:jurDesc>

製品とサービス: <tmNotice:goodsAndServices>

製品とサービスまたは同等品の国際クラス(該当する場合): <tmNotice:classDesc>

商標レジストラント: <tmNotice:holder>

商標レジストラント連絡先: <tmNotice:contact>

このドメイン名ラベルは以前、参照決定事項により、下記の商標で使用されていること、あるいは不正登録されていることが確認されています。

決定番号: <tmNotice:caseNo>

UDRP プロバイダ: <tmNotice:udrpProvider>

2. (<tmNotice:claim>) 標章: 管轄区域: 製品とサービス: 製品とサービスまたは同等品の国際クラス(該当する場合): 商標レジストラント: 商標レジストラント連絡先:

このドメイン名ラベルは以前、参照決定事項により、下記の商標で使用されていること、あるいは不正登録されていることが確認されています。

決定番号: <tmNotice:refNum> 裁判所名: <tmNotice:courtName>

管轄裁判所: <tmNotice:cc>

X (<tmNotice:claim>)標章: 管轄区域: 製品とサービス: 製品とサービスまたは同等品の国際クラス(該当する場合): 商標レジストラント: 商標レジストラント連絡先:

この通知に記載の登記簿に関する詳細は、下記を参照してください。

http://www.trademark-clearinghouse.com/content/claims - notice>。

添付書類 B

商標通知

この商標通知は、Trademark Clearinghouse に提出された少なくとも1つの商標原簿に一致するドメイン名を申請したため、送付されたものです。

使用目的によっては、および下記の商標と同じ、あるいは重複部分が多いかどうかには関係なく、本ドメイン名を登録することができる、または登録しない権利を有しています。 このドメイン名を登録する権利は、お住まいの国の法令により非商用利用または「公正な利用」として保護される場合、あるいはされない場合があります。

商標を登録する商標、管轄区域、および製品とサービスを含め、下記の商標情報をよくお読みください。すべての管轄区域で商標出願を丁寧に審査するとはかぎらないため、下記の商標情報の一部が、登録前に商標権の徹底または実体審査を実施していない国または地域レジストリの中に存在する場合があることを理解してください。質問がある場合は、商標および知的財産に関する弁護士または法務専門家に相談の上、指示を受けることができます。

この登録を続行する場合、この通知を受領および理解したこと、および知っている範囲において、要求したドメイン名の登録および使用は、下記の商標権を侵害しないことを表明したものとします。下記の標章は Trademark Clearinghouse に記載されています。

1. 標章: 例1

管轄区域: アメリカ合衆国

製品およびサービス:

Bardus populorum circumdabit se cum captiosus populum. Smert populorum circumdabit se cum captiosus populum qui eis differimus.

製品とサービスまたは同等品の国際クラス(該当する場合):

35 — 広告、ビジネス経営、ビジネス管理。 36 — 保険、金融関連、財政管理、不動産。

商標レジストラント:

組織: Example Inc.

所在地: 123 Example Dr. Suite 100

市町村:Reston 州:ヴァージニア 郵便番号:20190

国:米国

商標レジストラント連絡先:

氏名: Joe Doe 組織: Example Inc.

住所: 123 Example Dr. Suite 100

市町村: Reston

州:ヴァージニア 郵便番号:20190

国:米国

電話: +1.7035555555x4321 Eメール: jdoe@example.com

2. 標章: 例─1 管轄区域: ブラジル

製品とサービス:

Bardus populorum circumdabit se cum captiosus populum. Smert populorum circumdabit se cum captiosus populum qui eis differimus.

商標レジストラント:

組織: Example S.A. de C.V. 住所: Calle conocida #343

市町村: Conocida 州:サン・パウロ 郵便番号: 82140 国:ブラジル

3. 標章: 1

管轄区域: コスタリカ

製品とサービス:

Bardus populorum circumdabit se cum captiosus populum. Smert populorum circumdabit se cum captiosus populum qui eis differimus.

商標レジストラント:

組織:法人

所在地: Otra calle 市町村: Otra ciudad

州: OT

郵便番号: 383742 国:コスタリカ

このドメイン名ラベルは以前、参照決定事項により、下記の商標で使用されている こと、あるいは不正登録されていることが確認されています。

決定番号:234235

裁判所名:コスタリカ最高裁判所

管轄裁判所:コスタリカ

4. 標章: One Inc

管轄区域: AR 製品およびサービス:

> Bardus populorum circumdabit se cum captiosus populum. Smert populorum circumdabit se cum captiosus populum qui eis differimus.

商標レジストラント:

組織: One SA de CV 所在地: La calle 市町村: La ciudad

州:CD

郵便番号:34323 国:アルゼンチン

このドメイン名ラベルは以前、参照決定事項により、下記の商標で使用されている こと、あるいは不正登録されていることが確認されています。

決定番号: D2003—0499 UDRP

プロバイダ: WIPO

この通知に記載の登記簿に関する詳細は、下記を参照してください。

http://www.trademark-clearinghouse.com/content/claims-notice>。

Trademark Clearinghouse 権利保護メカニズム要件

有資格プログラム開始補則

Trademark Clearinghouse 権利保護メカニズム要件(「TMCH 要件」)のこの補則(この「補則」)は本書により、[2014 年 4 月 10 日]付けで ICANN が承認し、TMCH 要件セクション 4.5.1 の条件にしたがって、ICANN あるいはレジストリオペレータのいずれかによる詳細な審査なしで、自動的に TMCH 要件に組み入れらるものとします。この補則で使用しているが、本書では定義されていない大文字の用語はすべて、TMCH 要件で規定した意味を有するものとします。

- 1. 本契約仕様書 5 のセクション 3.2 にしたがって、レジストリオペレータは、TLD の寿命で累積された最大百(100)個のドメイン名(プラスその IDN 版、該当する場合)に登録することができるものとします。レジストリオペレータがこの補 則の条件を順守する場合、レジストリオペレータはサンライズ期間 (当該の各ドメイン名、「QLP 名」)の前または同期間中、認定レジストラである ICANN を通じて、TLD (「有資格プログラム開始」)を推進する目的で、当該の百(100)個のドメイン名(プラスその IDN 版(該当する場合))を分配または登録することができるものとします。この補則により許可されている場合を除き、レジストリオペレータは、すべてのサンライズ登録の分配または登録の前に、第 3 者に対して、当該の百(100)個のドメイン名(プラスその IDN 版 (該当する場合))を分配または登録してはいけません。
- 2. レジストリオペレータが QLP 名を分配または登録を求めた時点で、QLP 名が サンライズ適格な権利保有者 (「サンライズリスト」)ーに属するラベルを含む TMCH サンライズと請求プロバイダがレジストリオペレータに提供したリスト に記載のラベルと一致した場合、当該の QLP 名は、以下のとおり、第3者レジ ストラントに分配または登録することができるものとします。
 - 2.1 QLP 名と一致したラベルの有効な SMD ファイルを有する、サンライズ適格 権利保有者であるレジストラント、あるいは
 - 2.2 国際、国内、地域、地方または市の自治体(「公的機関」)に対して、QLP 名が(i) 当該の公的機関の名称または略語、(ii) 当該の公的機関が運営・管理する建造物、公園、記念碑、空港またはその他公的場所の名称、(iii) 当該の公的機関の管理下にある地域、市、市街地、地区またはその他地勢的区域の名称、あるいは(iv) 当該の公的機関が提供する既知の公的サービスの名称と同一か、または翻訳あるいは音訳のいずれかであるものとします。

このセクション 2.2 で許可されている場合の除き、QLP 名がサンライズリストに記載のラベルと一致した場合、当該の QLP 名は、有資格プログラム開始の一部として、QLP 名と一致したラベルの有効な SMD ファイルを有する、サンライズ適格権利保有者であるレジストラントに分配または登録してはいけません。

- 3. QLP 名の分配または登録時点で、QLP 名がサンライズリストに記載のラベルと一致しない場合、当該の QLP 名は、いずれかの第 3 者レジストラントに分配または登録することができるものとします (すなわち、サンライズ適格権利保有者に分配または登録しない)。但し、QLP 名は、サンライズリストの審査後、速やかに当該の第3者に分配または登録するものとします。
- 4. レジストリオペレータが当該の QLP 名が第 3 者に分配または登録されたときに、サンライズリストに照らして QLP 名を審査した場合、レジストリオペレータは、第 3 者への当該の QLP 名の登録時、同 QLP 名をサンライズリストに照らして審査する必要はないものとします。
- 5. いずれかの QLP 名を分配または登録する前に、レジストリオペレータは TMCH サンライズと請求プロバイダからサンライズリストを取得しなければなりません。レジストリオペレータは、有資格プログラム開始の機関中、少なくとも 24 時間ごとに TMCH サンライズと請求プロバイダからサンライズリストを取得しなければなりません。レジストリオペレータはこのセクション 4 の時間要件にしたがって、サンライズリストを取得することなく、また、この補則での検討にしたがって、レジストリオペレータが取得したもっとも最近のサンライズリストに照らして QLP 名を審査することなく、QLP 名を分配または登録してはいけません。レジストリオペレータは、ドメイン名ラベル (DNL) リスト (機能仕様書で定義のとおり)を取得したのと同様に、TMCH サンライズと請求プロバイダからサンライズリストを取得するものとします。この補則のいずれかの条項にもかかわらず、レジストリオペレータは、レジストリオペレータが指定した命名サーバーに対する TLD のルートゾーンへの代行前に、QLP名を分配または登録してはいけません。

6. 報告

6.1 QLP 名の初回登録時およびその後、レジストリオペレータはこの補則セクション 2 にしたがって登録された QLP 名を、機能仕様書の指定にしたがって、登録済ドメイン名のリストの TMCH サンライズと請求オペレータに送

信しなければなりません。レジストリオペレータは、ICANN がレジストリオペレータのこの補則条項ならびに本契約の関連条項への順守を審査するため、TMCH サンライズと請求オペレータから登録済ドメイン名の当該リストを取得できることを確認するものとします。

- 6.2 本契約仕様書 5 のセクション 3.2 にしたがって TLD 分配または登録に利用できる百 (100) 個のドメイン名すべてのレジストリオペレータによる分配または登録(この補則のセクション 7 の説明) あるいはすでに分配または登録したもの以外の他の QLP 名を分配または登録しないレジストリオペレータによる決定のすぐ後、およびサンライズ期間の終了までには、レジストリオペレータは、下記のグローバルドメイン部門ポータル (https://myicann.secure.force.com/gdd) から、分配または登録済 QLP 名のすべてのリスト (「QLP 名リスト」) を ICANN に 提供しなければなりません。また、ICANN による要求があったときは随時、レジストリオペレータは速やかに、ICANN にその現行 QLP 名リストを提供しなければなりません。レジストリオペレータは、ICANN がレジストリオペレータのQLP 名リストをレジストリオペレータの TLD 開始情報ページに転記できることを確認および同意するものとします。
- 7. この補則が許可する第3者へのQLP名の分配または登録のそれぞれにより、本契約仕様書5のセクション3.2にしたがってTLDを運用および推進するため、レジストリオペレータが登録できる、ドメイン名の累積数を削減します(すなわち、レジストリオペレータが20個のQLP名を登録した場合は、レジストリオペレータは、自己名義か、QLP名のいずれかで使用のため、TLDの寿命中は、本契約仕様書5のセクション3.2により80個のみ利用できるものとします)。
- 8. この補則セクション 2.1 にしたがって分配または登録された QLP 名を除き、レジストリオペレータは第 3 者向けに登録された各 QLP 名に請求サービスを提供しなければなりません。
- 9. QLP 名の登録は、TMCH 要件および本契約の目的のため「サンライズ登録」と判断されるものとします。
- 10. この補則の条項にもかかわらず、レジストリオペレータは QLP 名の登録に関連 して、本レジストリ契約仕様書 6 のセクション 6 を順守しなければなりません。

改定ログ

2013年9月30日	権利保護メカニズム (RPM) 要件の発行: https://newgtlds.icann.org/en/announcements-and-media/announcement-30sep13-en
2014年2月28日	別紙AとBに以下の更新を組み込む改定: 請求通知の「標章の[番号]」参照の削除。 UDRP事案参照のフィールドコードの追加。 裁判所事案のテーマとなるラベル例の追加。 請求通知への情報ページリンクの追加。 形式の修正。
2014年4月10日	有資格プログラム開始 (QLP) 補則の追加。
2014年5月14日	正しいサービス条件を記入のための更新。